平成１９年（フ）第８７８５号
大阪府河内長野市楠町東1573番地の２
破産者　皇子株式会社
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８００号
大阪市東成区神路２丁目３番13号
破産者　余田機械工業株式会社
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８８２号
大阪府守口市大日町２丁目９番21号
破産者　米田青写真工業株式会社
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１４４号
大阪市住吉区清水丘１丁目22番９号
破産者　有限会社ファイブ・テック高田
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１７５号
大阪市中央区玉造２丁目４番８号
破産者　摂津建設株式会社
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０６５号
神戸市東灘区向洋町中６丁目９番地神戸ファッションマート10W―06
破産者　オーシャンホームズ株式会社
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３１号
神戸市東灘区住吉東町５丁目２番２―1408
破産者　有限会社カサミアプランニングオフィス
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０１号
兵庫県姫路市安田４丁目42番13号
破産者　シーエーピー株式会社
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２１２号
山口県周南市飯島町２丁目８番
破産者　株式会社クラブ奈加
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２２０号
福岡県久留米市上津町2228番地1245
破産者　株式会社鳶丸
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４４９号
北九州市小倉北区白萩町４番14号
破産者　有限会社藤野工務店
１　決定年月日　平成22年10月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５０号
秋田県大館市釈迦内字稲荷山下129番地の１
破産者　有限会社佐久組
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３７号
山形県新庄市十日町1495番地
破産者　最上川酒造株式会社
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第８３号
栃木県足利市田中町162番地２
破産者　株式会社大地
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２６６号
埼玉県深谷市上柴町西５丁目７番地44
破産者　株式会社彩装
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０７１号
東京都府中市西府町３丁目８番地の８ルミエール西府Ａ―105、破産手続き開始決定時の住所東京都府中市東芝町２番地グランドール府中寮403Ｂ
破産者　平松　　昇
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２号
石川県能美市和気町井36番地６
破産者　有限会社マキノ工業
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第８３号
石川県小松市四丁町に43番地
破産者　有限会社セイコー運輸
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第６５２号
岐阜県瑞穂市呂久231番地の１
破産者　株式会社ネオテック
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２０１号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄422番地４
破産者　藤田　政信
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２９３号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄422番地の４
破産者　藤田工業株式会社
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３６７号
岐阜県関市小瀬字一の門1153番地
破産者　有限会社東邦タツミ鋼業
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所